

議案第14号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第16号）が令和3年3月22日から施行され、朝来警察署の名称が改められることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

朝来市定住促進住宅条例(平成29年朝来市条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第39条中「朝来警察署長」を「所轄の警察署長」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月22日から施行する。

## 議案第14号資料

### 朝来市定住促進住宅条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(意見の聴取)</p> <p>第39条 市長は、第8条第2項の許可若しくは第10条第1項若しくは第11条の承認をしようとするとき、又は一般入居者等（一般入居者の同居者及び社宅入居者を含む。）について必要があると認めるときは、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、<u>朝来警察署長</u>の意見を聴くことができる。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>第39条 市長は、第8条第2項の許可若しくは第10条第1項若しくは第11条の承認をしようとするとき、又は一般入居者等（一般入居者の同居者及び社宅入居者を含む。）について必要があると認めるときは、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、<u>所轄の警察署長</u>の意見を聴くことができる。</p>